

東京 2020 オリンピック・パラリンピック聖火リレー運営業務委託 公募型プロポーザル実施要領

東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会（以下、「東京 2020 大会」という。）において、令和 3 年 7 月 21 日（水）にオリンピック聖火リレー（以下、「OTR」という。）、令和 3 年 8 月某日（2 月 1 日時点で未公表）にパラリンピック聖火リレー（以下、「PTR」という。）が本区を走行する。

実施主体は東京都による「東京都聖火リレー実行委員会運営事務局」（以下、「聖火リレー実行委員会」という。）であるが、区も聖火リレー実行委員会と連携し、OTR・PTR が円滑に遂行することを目的として出発式や沿道の運営に主体的に参加する。ついては、より円滑な遂行を目的として、民間事業者の柔軟な発想や企画を取り入れるために、本事業の運営業務を委託する事業者について、プロポーザル方式により選定することとする。

なお、本業務は、公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会（以下「組織委員会」という。）及び聖火リレー実行委員会並びに警察、消防その他の関係機関等との緊密な連携のもとに行うものである。

1. 業務の概要

- (1) 件 名 東京 2020 オリンピック・パラリンピック聖火リレー運営業務委託
- (2) 業務内容 別紙「仕様書」のとおり
- (3) 委託期間 令和 3 年 4 月 9 日から令和 3 年 9 月 30 日まで
- (4) 予算額 30,979,146 円（税込）※

※ただし、令和 3 年度予算が区議会において成立した場合に契約を締結する。

2. 応募資格

- (1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しないこと。
- (2) 江東区競争入札参加有資格者指名停止措置要綱（27 江総経第 3281 号）による指名停止を受けていないこと。
- (3) 法人格を有する団体であり、法人税、法人事業税、消費税及び地方消費税を完納していること。
- (4) 会社更生法に基づく更生手続き又は民事再生法に基づく民事再生手続き開始の申立てをしていないこと。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 2 項に規定する暴力団又は同条第 6 号に規定する暴力団員が実質的に経営に関与している法人若しくはこれに準ずる者ではないこと。
- (6) 地方自治体が主催するイベント・催事の企画・運営業務の受託実績を持つこと。
（なお、都市部において公道を使用するマラソン・駅伝・リレー等ランニングイベントの企画・運営業務を持つことが望ましい）

3. 選定手順及び日程等

(1) 事業者の選定方法

- ① 公募型プロポーザル方式により受託業者を決定する。
- ② 各事業者の企画提案の審査は、東京 2020 オリンピック・パラリンピック聖火リレー運營業務委託事業者選定委員会（以下、「選定委員会」という。）において行う。
- ③ 企画提案書等の内容が、上記 1-(4)の予算額を超えた場合は、審査の対象としないものとする。

(2) 審査（プレゼンテーション）の実施

- ① 審査は、事業者から提出された企画提案書等及び事業者によるプレゼンテーションに基づいて行う。
- ② プレゼンテーションは、令和 3 年 3 月 23 日（火）午前中に江東区役所にて実施する。時間、場所等の詳細は参加事業者あてに後日通知する。
- ③ プレゼンテーションの時間は、1 者あたり 35 分（説明 20 分、質疑応答 15 分）とする。ただし、都合により、1 者あたりのプレゼンテーションの時間を変更する場合がある。
- ④ プレゼンテーションは企画提案書に沿って行うこと。追加資料等は認めない。
- ⑤ プレゼンテーションの実施にあたっては、パソコン、プロジェクターの使用を認めるが、必要な機器は持参すること。（電源、スクリーン、プロジェクターは区で用意する。）
- ⑥ 参加者が 3 者を超える場合には、選定委員会において企画提案書等による審査（以下、「一次審査」という。）を実施し、上位 3 者により、選定委員会において企画提案書等及びプレゼンテーションに基づく審査を行う。その際、一次審査の点数は合算せず、企画提案書等及びプレゼンテーションにおける評価により採点する。なお、参加者が 3 者以下であった場合には一次審査は行わない。

(3) 委託候補者の決定

- ① 区は、選定委員会の審査結果に基づき、第 1 順位の委託候補者を決定する。
- ② 審査結果は、令和 3 年 3 月 25 日（木）までに参加者に電子メール及び郵送にて通知する。
- ③ 第 1 順位の候補者が、特別な事情等により契約を締結しない場合は、その理由を記載した辞退届を提出すること。なお、この場合、次順位者を候補者とする。

(4) 主な評価項目

別紙 1 「評価基準」のとおり

(5) 日程

内容	期間等
実施要領の公表	令和3年2月1日(月)
質問書の受付	令和3年2月1日(月)から 令和3年2月9日(火)午後5時まで
質問書の回答	令和3年2月15日(月)までにホームページに掲載
参加表明書の提出	令和3年2月1日(月)から 令和3年2月18日(木)午後5時まで
企画提案書等の提出	令和3年2月1日(月)から 令和3年3月8日(月)午後5時まで
一次審査(書類審査)	令和3年3月17日(水)午後5時までに結果通知
二次審査 (プレゼンテーション)	令和3年3月23日(火)
結果通知	令和3年3月25日(木)までに通知

4. 応募方法

(1) 提出書類及び提出部数

A) 参加表明書(様式1) …1部

期日までに提出のあった事業者に対し、OTR出発式会場レイアウト(案)を順次提供する。(詳細は仕様書に記載)

B) 企画提案書(任意様式、A4サイズ) …正本1部、副本6部

企画提案書に記載する事項

事業概要として、以下の点について端的に記載すること。なお、企画提案書を作成するに当たり、別紙「東京2020オリンピック・パラリンピック聖火リレー運営業務委託仕様書」を確認し、提案書を作成すること。また、両聖火リレーの基礎情報(コンセプト、ルート、スケジュール等)については、下記のURLを参照すること。

OTR (<https://tokyo2020.org/jp/special/torch/olympic/>)

PTR (<https://tokyo2020.org/jp/special/torch/paralympic/>)

ア 聖火リレー関連イベントの企画提案

- ・聖火リレー出発式(OTR)
- ・採火式(PTR)
- ・ミニセレブレーション(PTR)

イ リレーサポーター管理業務の概要

ウ 事業全体の計画

- ・契約締結から令和3年9月30日までの作業工程、日程を記載すること。

エ 業務の実施体制

- ・区と事業者の作業分担を明確化し、事業者の人員体制を記載すること。

オ これまでの類似業務における受託実績

- ・当要領の「2.応募資格」(6)に定める受託実績を記載すること。
それ以外にも提案の上で参考となる受託実績があれば記載すること。

C) 委託経費見積書（任意様式） …1部

見積書の提案上限金額は30,979,146円（税込）とし、「東京2020オリンピック・パラリンピック聖火リレー運営業務委託仕様書【6.委託業務内容】」に沿って、積算内訳を添付すること。宛名は「東京2020オリンピック・パラリンピック聖火リレー運営業務委託事業者選定委員会」とすること。

D) 会社概要 …1部

会社の概要がわかるもの（会社案内の冊子やパンフレット等）

E) 法人税、法人事業税、消費税及び地方消費税を完納していることの証明…1部

（発行日から3ヶ月以内のもの）

なお、上記提出資料のうちB)企画提案書については事業者選定の公平性の観点から、企業名を一切記載しないこと。

(2) 書類の提出

① 提出期限

書式によって期限が異なるので注意すること。

A)参加表明書 令和3年2月18日(木) 午後5時まで

B)～E)企画提案書等 令和3年3月8日(月) 午後5時まで

② 提出先

江東区オリンピック・パラリンピック推進室(住所は「8.担当課」のとおり)

③ 提出方法

ア 持参又は郵送による。ただしA)参加表明書については①に記載の提出期限までに押印済み文書をスキャンしたPDFファイルをメールで送信し(宛先: oripara-jigyoku@city.koto.lg.jp)、原本はB)～E)企画提案書等の提出の際に合わせて提出すること。

イ 持参の場合の受付時間は、平日午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までとする。

ウ 郵送の場合は、配達証明書付き書留により期限までに必着のこと。

(3) 質問

① 受付方法

質問書を作成し「8.担当課」にメールで提出すること。電話での質問には応じない。

② 受付期限

令和3年2月9日（火）午後5時まで

③ 回答方法

令和3年2月15日（月）までに回答を区ホームページに公開

5. 選定結果の通知・公表

候補者選定後、プレゼンテーション実施者全員に選定又は非選定の結果をメール及び郵送にて通知する。また、契約締結後速やかに、下記項目において区ホームページにおいて公表する。

【公表事項】

(1) 候補者の名称、総合点及び選定理由

(2) (1)以外の事業者及び総合点

※事業者はA法人、B法人、…として表記する。

6. 契約手続

契約交渉の相手方に選定された者と江東区との間で、委託内容、経費、中止時の費用負担等について再度確認を行った上で委託契約を締結する。

7. その他

(1) 書類提出後の企画提案書等の修正又は変更は一切認めない。

(2) 提出された書類は返却しない。なお、提出書類について情報公開請求があった場合は、江東区情報公開条例に基づき公開することがある。

(3) プロポーザルに要する費用はすべて参加者の負担とする。

(4) 参加表明書の提出後にプロポーザルへの参加を辞退する場合は、辞退届（様式3）を提出すること。

(5) 提出書類に含まれる著作物の著作権は、プロポーザル参加者に帰属するが、区が本件の選定の公表等に必要となった場合は、無償で使用できるものとする。

(6) 書類等の作成に用いる言語、通貨及び単位は、日本語、日本円、日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）に定める単位とする。

8. 担当課

江東区 オリンピック・パラリンピック推進室（担当：安岡・大石）

〒135-8383 江東区東陽 4-11-28 10F

電話：03-3647-4410 FAX：03-3647-8459

E-mail：oripara-jigyou@city.koto.lg.jp